経営者のための税金情報 第27号 (平成20年9月号)

擇暋 社長殿

朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95 TEL 0266-58-3091/FAX 0266-58-9931



(フィオーレ小淵沢にて)

ハイブリッドカーに関する税制改正について

原油価格が高騰している影響もあり、通常のガソリン自動車ではなく、ハイブリッドカーを購入するケースが増えてきているようです。聞くところによりますと、新車より中古車のほうが値段が高い国があるとか。このハイブリッドカーは、エネルギー需要構造改革投資促進税制の対象設備のひとつで、法人等が購入した場合、特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

エネルギー需要構造改革投資促進税制(エネ革税制)とは、青色申告法人等が、平成4年4月1日から平成22年3月31日までに、エネルギー需要構造改革推進設備等を新規取得し、1年以内に一定の事業の用に供した場合、その事業年度において基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができる制度です。

平成20年度の税制改正において、適用期限が2年間延長されましたが、対象設備である「エネルギー回生型ハイブリッド自動車」が、平成20年4月1日以降の取得分から、乗車定員が10人以下のものが除かれることになりました。過去に、この適用を受けられていたとしても、平成20年4月1日以降の取得分については、適用対象外となります。

税制改正情報 第18号 地方法人特別税の創設

地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されました。今月は、この地方法人特別税と地方法人特別譲与税についてみていきましょう。

1. 法人事業税の税率の改正

法人事業税(所得割)の税率は、標準税率と制限税率を基に、各都道府県が定めています。このうちの、標準税率が以下のように改正されます。

* 資本金等の額が1億円以下の普通法人等

	現行	改正後
年所得 400 万円以下の金額	5 %	2. 7%
年所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3%	4 %
年所得800万円超の金額及び清算所得	9.6%	5.3%

(資本金等の額が1億円超の普通法人など、他の標準税率については、ここでは割愛することとします。) この改正は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2. 地方法人特別税の創設

地方法人特別税が創設され、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

この地方法人特別税は、法人事業税 (所得割または収入割)の一部を分離し、国税として創設されました。 納税義務者は、法人事業税 (所得割または収入割)の納税義務がある法人とされ、課税標準は、法人事業 税額 (標準税率により計算した所得割額または収入割額)とされています。また、税率は以下のとおりとさ れています。

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合計額によって法人事業税を課税	
される法人の所得割額に対する税率	1 4 8 %
所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	8 1 %
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	8 1 %

資本金等の額が1億円以下の普通法人で、年所得400万円以下の金額についてみてみると、改正後の法人事業税率は2.7%、地方法人特別税の税率81%を加味すると2.187%になります。法人事業税と地方法人特別税を合計すると、法人事業税の課税標準の4.887%となり、改正前の法人事業税の税率(5%)とほぼ同じになります。

地方法人特別税の申告と納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うこととされています。

3. 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税(国税)の収入額を、使途を限定しない一般財源として、都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税が創設されました。

地方法人特別税の収入額を、2分の1を人口で、残りの2分の1を従業者数で按分して、平成21年度から都道府県に譲与されます。

(大久保 久美子)

種類株式を活用した事業承継対策①

今回は、会社法において、発行することができるようになった種類株式の内容についてみていきます。 会社法においては、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる2以上の種類株式を発行する ことができるようになりました。種類株式の内容は、全部で9つあります。

異なる内容を定めることができる事項	呼称等	注意点
①剰余金の配当	配当優先株、	
	配当劣後株等	
②残余財産の分配	優先株、	
	劣後株等	
③株主総会において議決権を行使することができる事項に制限	議決権制限株式	公開会社は、発
や行使の条件がある	(無議決権株	行済株式総数の
	等)	2分の1以下
④譲渡によるその種類の株式の取得について株式会社の承認を	譲渡制限株式	
要すること(譲渡制限株式)		
⑤その種類の株式について、株主が株式会社に対してその取得を	取得請求権付株	
請求することができること	式	
⑥その種類の株式について、株式会社が一定の事由が生じたこと	取得条項付株式	
を条件としてこれを取得することができること		
⑦その種類の株式について、株式会社が株主総会の決議によって	全部取得条項付	
その全部を取得すること	種類株式	
⑧株主総会(取締役会設置会社の場合は、株主総会または取締役	拒否権付株式、	
会)において決議すべき事項のうち、その決議のほか、その種類	黄金株等	
の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があるこ		
とを必要とするもの		
⑨その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会にお	役員選任付株式	公開会社・委員
いて取締役または監査役を選任すること		会設置会社は不
		可

※公開会社・・・・株式の全部について、譲渡制限がついていない会社をいいます

このように、配当、残余財産の分配、議決権、株式の譲渡などについて、異なる定めをすることができるようになりました。

その中でも、株式譲渡制限会社だけに認められた特例が2つあります。

一つめは、③の議決権の行使に制限がついた株式(議決権制限株式)を発行済株式総数の2分の1を超えて発行することができる、という特例です。極端な話では、その発行している株式の大部分が無議決権株式といったことも可能なわけです。

もう一つは、⑨の、役員の選任権がある株式です。普通の会社は、役員の選解任は、株主総会の決議により行われます。しかし、この種類株式を発行している会社では、その種類株主だけの株主総会で役員の選解任が決議されることになります。この役員選任付株式を発行できるのは、株式譲渡制限会社だけです。

(税理士 朝倉 令子)

相続にまつわるQ&A集シリーズ ⑩

先月号の続きで、遺言の内容をくわしく見てみましょう。

3つの遺言の方法についてまとめてみますと次のとおりとなります。

	, 11 1
	メリット
	・自分ひとりで作成できる
	・証人がいらない
	・費用がかからない
	・内容が他人に知られずに書ける
	デメリット
	・内容があいまいな場合や、訂正等の不備があった場合遺言の有効性が問われる
	・文章の解釈をめぐって受贈者間で争いが生じる危険性がある
	・隠蔽・紛失・変造の危険がある
自筆証書遺言	保管方法
	・遺言者本人が保管する
	家庭裁判所の検認
	・必要
	作成方法
	・遺言者本人が全文を自分で記載し、日付、氏名を自署し押印
	・ワープロやパソコンで作成したものや、代筆したものは無効
	・加筆・訂正・削除等の方法は、「○行目○字加入○字削除 山田太郎」といった記載をし、
	変更箇所に押印
	メリット
	・公証人が作成するため、あいまいな表現や記述の不備がない
	・全文を書く必要がなく、署名ができれば作成が可能
	・偽造・変造が防げる
	・公証人が保管してくれるので、紛失や隠蔽が防げる
	デメリット
	・公証人への費用がかかる
	・2人以上の証人が必要となる
公正証書遺言	・証人に遺言の内容が明らかになる
	保管方法
	・遺言者本人に正本と謄本が交付され、公証人役場に原本が保管される
	家庭裁判所の検認
	・不要
	作成方法
	・証人2人以上に立ち会ってもらい、公証人が遺言者からの口述内容を筆記する
	・筆記した内容が正確であることを確認後、公証人と遺言者が自署、押印する
	・公証人が、遺言書が適法である旨を確認し、署名、押印する
	ム胆八w、 返口目が廻仏へのの日で雅陀し、右右、JTPP y の

	メリット
	・遺言書の内容が他人に知られずに作成できる
	・字が書けなくても署名ができれば作成できる
秘密証書遺言	デメリット
	・公証人への費用がかかる
	・2人以上の証人が必要となる
	・遺言書の内容を公証人がチェックしないため、記載内容の不備や遺言書自体が無効とな
	る恐れがある
	保 管 方 法
	・遺言者本人が保管する
	家庭裁判所の検認
	・必要
	作 成 方 法
	・遺言者が署名・押印した遺言書を封筒に入れ、同じ印鑑で封印する
	・公証人一人・証人2人以上に提出し、自分の遺言書であることを証明してもらう
	・ワープロやパソコンで作成した文書でも認められる
	・加筆・訂正・削除等の方法は自筆遺言証書と同じ

Q13 相続税の申告と納付はいつまでにしなければならないのですか

A13 相続税の申告は、被相続人の死亡後10か月以内に被相続人の住所地の税務署に相続人が連名で申告します。相続税の納付の期限も10か月以内です。

なお、相続税の申告期限までに遺産の分割が決まらないときは、とりあえず、法定相続分で税額を計算し、申告・納税します。

- ■遺産の分割が決まらないと、こんなに不利が生じます
- ①物納が認められない
- ②農地に対する納税猶予の適用が受けられない
- ③申告期限後3年を経過すると、次の特例が受けられない
 - ・配偶者の相続税額の軽減
 - ・小規模宅地等の評価減
 - ・相続財産の取得費加算



Q14 相続税の延納とは

A14 延納とは、相続税を分割して納めることです。延納する場合には、相続税の申告期限までに延納申請書を提出する必要があります。また、延納した相続税には、利子税がかかります。

【延納期間と利子税】

不動産等の相続財産に占める	延納期間(原則的な利子税の割合)		
割合	不動産等に対応する税額	その他の部分に対応する税額	
50%未満	5年(年6.0%)	5年(年6.0%)	
50%以上75%未満	15年(年3.6%)	10年(年5.4%)	
75%以上	20年(年3.6%)	10年(年5.4%)	

※利子税の割合は、公定歩合によって変わります。

■注意事項

- ① 延納は、金銭で一時に納付することが困難な場合しか認められません。
- ② 延納申請書を相続税の申告期限までに税務署に提出する必要があります。
- ③ 税務署長の許可が必要です。
- ④ 担保が必要です。(相続財産でなくてもかまいません。)

ただし、延納税額が50万円未満で、かつ、延納期間が3年以下であれば、不要です。

- ⑤ 延納期間中には、利子税がかかります。
- ⑥ 平成18年度の改正で、延納中の人が納付困難となった場合には、申告期限から
- 10年以内に限り物納に変更できるようになりました。



(税理士 朝倉 令子)

朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95 TEL 0266-58-3091/FAX 0266-58-9931

http://www.asakura-office.net

info@asakura-office.net